

令和5年度 壱岐市洋上風力発電等導入検討協議会 議事要旨

日時：令和5年7月31日（月） 13：30～15：00

会場：壱岐の島ホール（壱岐文化ホール） 1F 中ホール

—議事—

(1) 国（県）への情報提供の状況について（事務局より）

長崎県から国への情報提供を見送った経緯等について（長崎県から）

【事務局】「資料1」に基づき内容説明。

【長崎県】「参考資料」と併せて以下のとおり説明。

- ・壱岐市からの再エネ海域利用法に基づく情報提供に関して、県庁内関係各課で協議の上、国への情報提供を見送る判断をした。
- ・再エネ海域利用法に基づいて洋上風力発電の導入を進めるためには、促進区域に選定される必要がある。
- ・促進区域の選定に際しては、同法第8条第1項に規定されている指定基準を総合的に判断して選定されるものであり、県からの情報提供については当該指定基準に沿って情報提供の可否を判断する。
- ・今回の案件について、国への情報提供を見送った理由としては2点ある。
- ・1点目は、防衛レーダーの影響に関する問題である。指定基準の第1号は「海洋再生可能エネルギー発電設備の出力が相当程度に達すると見込まれること」という基準であるが、現在、防衛省から「影響なし」と回答を得ている海域のみで事業性の確保ができるのか等について確認する必要性が生じた。このため、防衛省等とも更なる協議が必要になると判断した。
- ・2点目は、漁業関係者等の利害関係者との調整状況について、指定基準の第5号では「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」とされているが、県としては、この指定基準に沿うかどうかを確認するうえで、漁業関係者の理解が重要だと考えている。
これまで、市が中心となり丁寧な説明に取り組まれてきたが、導入可能性エリアは共同漁業権外の一般海域であり、市外の漁業関係者も利害関係者となるため、現在の調整状況及び理解の状況では、十分であるとはいえないと認識している。
- ・県としては、これらの2つの課題が整理された後に、国への情報提供を行いたい。
- ・今後について、市においては課題解決に向けた取組を進められると認識しているが、県としても、市や関係機関とも連携して課題解決に取り組みたい。
- ・まず、防衛レーダーへの影響が大きいという点については、導入可能性の候補海域の見直しに着手する必要があると認識している。市において、新たな候補海域を検討する場合は、周辺の漁業操業の状況等を把握する必要があるため、県の関係課が連携して必要な情報提供を行うとともに、防衛省や資源エネルギー庁に対して、市と連携して協議を行う。
- ・また、利害関係者との調整については、新たな候補海域が設定され、漁業関係者等利害関係者を整理したうえで、市と協議をしたい。

- ・県としては、引き続き関係者と丁寧に協議を行い、連携を図りながら進めたい。

【河邊会長】

- ・事務局並びに長崎県からの説明について質問等はないか。

【吉野構成員】

- ・国への情報提供を見送った理由として、防衛省のレーダー等への影響が大きいとのことだが、防衛関係施設は、若宮島を含め壱岐全体で、どこにどの程度あるのか。

【事務局】

- ・島内にどのような防衛関係施設があるのかについて詳細は把握していないが、防衛省からは、対馬海峡が国防において非常に重要な場所という説明があった。洋上風力発電設備が壱岐島の周辺海域に設置される場合、場所によっては、風車の高さや間隔に関係なくレーダーや様々な関係施設に影響が生じるとのことであった。今後、壱岐市で計画を見直した場合には、改めて防衛省と相談するという流れになる。

【吉野構成員】

- ・対馬海峡が国防にとって重要地域であることは理解できるが、壱岐の導入可能性エリアについては、島の沿岸に近いところに設定されており、いろいろな船が行き交う対馬・壱岐間の海域から、かなり離れていると思われる。防衛上の機密を明らかにすることは難しいだろうが、引き続き防衛省等と意見交換等を行い、具体的な問題点をしっかりと把握して欲しい。

【事務局】

- ・防衛省等とは引き続き意見交換を行い、具体的な影響等について確認を行いたい。

【河邊会長】

- ・防衛関係施設への影響については、例えば、防衛レーダーのビームが風力発電施設に遮られて、レーダーが感知できない範囲が出てくる（影ができる）ということ懸念されているのか。

【事務局】

- ・風力発電設備によって影ができることで、防衛上、致命的な影響があるとのことであった。

【大久保構成員】

- ・壱岐周辺海域への洋上風力発電の導入可能性の検討の協議は、既に3年半ほど続けているが、ここにきて新たに防衛関係施設への影響という話が出てきた。将来的には技術開発によって解決が図られると考えるが、それには長い時間を要する。
- ・このままでは、壱岐は人口が減少していく一方であり、何とか人口減少を抑制し、雇用の場を創出するためにも、頑張って導入可能性の検討を継続していき、島に希望を残していくべきである。
- ・風力発電設備の設置は、莫大な費用を要するため、発電事業者の事業性の確保も必要だと思うが、何とか洋上風力発電の導入が実現できるよう検討を継続したい。

【事務局】

- ・防衛関係施設への影響については、4月以降に判明したことであり、解決が難しい問題であると認識している。防衛省からは、将来的には技術的に解決できる可能性があるとの考えも示されており、技術開発に期待しつつ、同時に導入可能性エリアの見直し等も検討して、洋上風力発電の導入の実現に向けて取組みを継続したい。

【安永構成員】

- ・防衛省からの意見については、北朝鮮や台湾有事の問題は関係ないのか。

【事務局】

- ・防衛省との意見交換に関しては、国防に関することについて詳細な内容の聞き取り等は難しい状況である。対馬海峡周辺という位置的に、北朝鮮や台湾有事の問題も関係する可能性はあるだろうが、具体的なことは聞いていない。

【安永構成員】

- ・北朝鮮や台湾有事の問題との関連が想定される中で、防衛省が「洋上風力発電との共存について、継続して自治体とも検討したい」といっても、検討自体が難しいのではないか。

【事務局】

- ・防衛省との検討自体も難しい状況にあることは間違いないが、今後の技術開発による解決にも期待しながら、防衛関係施設への影響が少ない海域での導入可能性エリアの検討も進めたい。

(2) 今後の検討の方針等について

【事務局】 「資料2」に基づき内容説明。

【河邊会長】

- ・事務局からの説明のポイントを整理すると、1点目は、これまでの取組の役割において、利害関係者の特定では、長崎県と壱岐市は連携しているが、利害関係者との合意形成は壱岐市が主体的な役割を担ってきた。新たな役割においては、利害関係者の特定の段階から、長崎県と壱岐市に加えて国の関与も求め、利害関係者との合意形成についても、特に市外の漁業関係者等利害関係者に対しては、国や長崎県と壱岐市が連携を強化して取り組んでいくことを前提として、導入可能性の検討を継続していきたいということ。
- ・2点目は、実証試験機を導入して、漁業への影響と自然環境への影響の両面から、洋上風力発電設備の導入により何が起こるのかを見極めるということ。これは、発電事業者と漁業者が共に実証に関わることで、現行の漁業に対してどの程度影響があるのか、漁業操業自体が全くできなくなるのか、或いは、100%操業できていた漁業が、6割や7割程度しか操業できなくなる場合、それを8割、9割まで操業できるために発電事業者側が譲るべき内容等の検証を行い、実証試験という場で試行錯誤しながら漁業者と発電事業者、行政機関が一緒になって、漁業等への影響の定量化を目指すものである。
- ・事務局からはこの2点に加え、導入可能性エリアの見直しが検討方針として示された。
- ・検討を継続する方針として、妥当な内容かを含めて意見があればお願いしたい。

【吉野構成員】

- ・防衛関係施設の問題に関連して、壱岐の北部の若宮島に海上自衛隊のレーダー設備等がある。今回、防衛レーダーの影響があるとされたエリアを考慮すると、導入可能性エリアの設定自体に非常に大きな影響があり、壱岐周辺海域では、洋上風力発電設備設置の条件に当てはまるところはほとんどないのではないかと考える。

防衛省として、改善等により洋上風力発電ができるようにするのか、防衛を重要視して壱岐周辺での洋上風力発電はできないとするのか、その点がはっきりしないと、可能性の検討も前に進まないのではないかと考える。最優先に解決すべき点だと考える。

【事務局】

- ・防衛関係施設への影響があるという事実は非常に解決が難しい課題である。防衛省等とも引き続き意見交換を行い、具体的な影響等の確認を優先的に行う。

併せて、導入可能性エリアの見直しの検討を進める。

【山下構成員】

- ・実証試験機の導入の方針は良いと思うが、実証段階でも配慮すべき条件への対応を要することを考えると、実証自体も難しいのではないかと考える。

また、箱崎地区に陸上の風力発電設備があるが、防衛省は当該陸上の洋上風力発電設備の影響はどう考えているのか。

【事務局】

- ・実証試験機は、1基または2基の導入を想定しており、導入に関しては当然、利害関係者等とも協議しながら導入海域を決定する。

実証試験機の導入によって、漁業等にどのような影響があるかなど、利害関係者の懸念事項等に対する回答が明らかになると考えている。配慮すべき条件も考慮したうえで、適切な海域で意味や効果のある実証試験ができるよう検討を進める。

- ・陸上の風力発電設備の防衛関係施設への影響については把握していない。今回は、洋上風力発電設備を導入可能性エリアに設置する場合の影響について、防衛省に確認したところである。

【浦田構成員】

- ・実証試験機の導入については、水深や位置、漁業関係者等との合意形成などが必要になる。各漁協においても、実証に適した海域について協議をしながら、合意が得られる場所で実証試験機を導入し、漁業への影響等について、しっかりと確認する必要がある。

- ・防衛省についても持続的に協議を継続する必要があるとあり、実証試験機を導入できても、その後、商用機が設置できないということであれば意味がない。様々な条件を考慮して最適な実証海域候補が示されれば、各漁協で協議もできる。

【事務局】

- ・実証試験機導入の海域選定については、水深など様々な条件を考えて、市内の漁協の皆様にも相談させていただきながら、実証を行う意味や効果のある海域を選定して取り組みたい。引き続き協力をお願いしたい。

【河邊会長】

- ・実証試験機の導入に関して、漁業影響に関する海域の選定は、実証の目的がポイントとなる。

例えば、定置網漁業がある海域であれば、沖合に風力発電設備が設置されると、当該風力発電設備に魚が居着いてしまって、定置網まで魚が来なくなることが懸念されるが、いわゆる魚道（回遊経路）が変わる影響を調べる場合は、定置網の沖合を実証海域とすることになる。

あるいは、釣りや網の漁法については、発電事業者としては洋上風力発電の商業運転を開始した場合、発電設備の設置エリアに極力、漁業関係者を立ち入らせたくない意識が働くと考えますが、そうなれば、漁業関係者にとっては“0（ゼロ）”か“100”かの選択になってしまうので、前段として実証試験機を導入することで、漁業関係者と発電事業者が互いに歩み寄って、どのような漁法なら漁業操業が可能か、漁業操業への影響を可能な限り小さくするための方策はあるか、を考えることができる。

実証の目的を踏まえて、実証試験機の導入海域を考える必要があり、絶対に導入して欲しくない海域には入れるべきでないし、漁協によっては共同漁業権内で導入したいというところが出てくるかもしれない。また、共同漁業権外の一般海域であれば、利害関係者の合意形成等難しい問題も出てくる。いずれにしても、実証海域の選定については、漁協組合長も含め漁業関係者との相談が必要になる。

【山下構成員】

- ・洋上風力発電の導入可能性の検討やこの検討協議会はいつまで続けるのか。例えば10年、15年かかっても話がまとまらないならば、どこかで見切りをつけることも必要ではないか。

【事務局】

- ・先のことを今の時点で言及することは難しいが、本日の検討協議会では今後も検討を継続する方針等を説明したところである。
- ・今回は国への情報提供は見送られたが、解決すべき課題は明確になっている。今後も可能性の検討を継続しながら課題解決を図っていくが、取組を継続する中で、課題解決自体が難しい状況になれば、その段階で検討の継続の可否を判断する。
- ・当面は課題解決に向けた取組を継続し、国への情報提供につなげたいと考えているので、検討協議会の構成員にも協力をお願いしたい。

【河邊会長】

- ・国内の他の海域でも壱岐と同じような問題が起こっている。一般海域に洋上風力発電設備を設置するということは、かなりハードルが高い。壱岐市だけでどうにかできる範囲は超えてしまっている。そこにどうテコ入れをするかが一つの問題。もう一つの問題は、発電事業者にとって時間が掛かるということは“コスト”である。日本全体で洋上風力発電事業が加速的に進まない状況に、世界のメーカー等は日本を市場とするのは諦めようかという話も聞くし、そうすると促進区域を設定しても発電事業者が不在という事態にもなりかねない。スピード感を持って取組むことが重要であるし、止める判断をする場合も早い方が地元にとっても発電事業者にとっても有益である。

スピード感を上げるためにも、ある程度、国が主導してやるべきところはやる必要がある。

【大久保構成員】

- ・防衛レーダーへの影響も重要だが、洋上風力発電設備が設置された場合、漁業関係者は当該設備の間を通り抜けないと入出港できない。洋上風力発電設備は高さ 200m もある巨大な設備なので、漁船のレーダーへの影響も重要だと考える。漁船レーダーへの影響について、千葉県や海外（デンマーク）の先行地域の情報を確認して欲しい。
漁船レーダーへの影響によっては、導入可能性の検討も進まなくなる懸念がある。漁船の安全航海は非常に重要な問題である。

【河邊会長】

- ・漁船レーダーへの影響については、海外での事例があると思うので、事務局で調査のうえ、地元の漁業者等の情報共有をお願いしたい。

【河邊会長】

- ・これまでの議論を踏まえて、今後も洋上風力発電の導入可能性の検討を、事務局が示した方針に基づいて継続することについて構成員の承認をいただいでよろしいか。

【構成員】

- ・異議なし。

【河邊会長】

- ・事務局の方針に基づいて、今後も洋上風力発電の導入可能性の検討を継続することで、構成員の承認を得たので、これにて検討協議会の議事は終了する。

以 上